

コンピュータ不正アクセス対策基準

[ 通商産業省 告示 第 362 号 ]

コンピュータ不正アクセス対策基準を次のように定め、平成 8 年 8 月 8 日から施行する。

平成 8 年 8 月 8 日

通商産業大臣 塚

原 俊平

．主旨

本基準は、コンピュータ不正アクセスによる被害の予防、発見及び復旧並びに拡大及び再発防止について、企業等の組織及び個人が実行すべき対策をとりまとめたものである。